投資信託受益権の記録及び振替に関する契約 及び特定口座に係る上場株式等保管委託契約 のご説明

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定によりお渡しする書面です。)

# 【 契約締結前交付書面 】

上記契約の締結にあたっては、この書面の記載事項を十分お読みのうえ、お申込みください。

- 当社では、お客さまから券面が発行されない投資信託受益権について、法令に従って弊社の財産と分別し、記録及び振替を行います。
- お客さまから当社に特定口座開設届出書の提出があったときは、特定口座に係る 上場株式等保管委託契約を締結し、法令に従って投資信託の譲渡損益を計算します。

# ■手数料など諸費用について

- 投資信託受益権の記録及び振替については、手数料等はいただいておりません。
- 特定口座に係る上場株式等保管委託契約にかかる手数料等はいただいておりません。
- ■この契約は、クーリング・オフの対象になりません この契約に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリ

#### ■この契約の概要

(投資信託受益権の記録及び振替に関する契約)

ング・オフ)の適用はありません。

当社では、お客さまから券面が発行されない投資信託受益権について、法令に従って弊社の固有財産と分別して記録及び振替を行います。

(特定口座に係る上場株式等保管委託契約)

特定口座に係る上場株式等保管委託契約は、当社の特定口座に係る上場株式等保管委託約款に基づく契約です。当社はこの約款にしたがってお客さまの投資信託の譲渡損益を計算し、特定口座年間取引報告書を作成します。お客さまは所定の手続きによって源泉徴収の有無を選択することができます。

### ■当社が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第28条第2項の規定に基づく第二種 金融商品取引業及び金融商品取引法第28条第4項の規定に基づく投資運用業です。当社 では、総合取引契約を締結していただいたうえで、振替決済口座並びに特定口座の取扱いを 行っております。

■この契約の終了事由

(投資信託受益権の記録及び振替に関する契約)

当社の投資信託受益権振替決済口座管理約款に掲げる次のいずれかの事由に該当した場合、 当契約は解約されます。

- (1) お客さまの総合取引契約が解約された場合
- (2) お客さまが投資信託受益権振替決済口座管理約款に違反したとき
- (3)「総合取引約款」に定める総合取引の扱いが解除又は終了となった場合
- (4) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出たとき

(特定口座に係る上場株式等保管委託等契約)

当社の特定口座に係る上場株式等保管委託等約款 (特定口座約款) に掲げる事由に該当した場合、当契約は解約されます。

- (1) お客さまから特定口座廃止届出書の提出があった場合
- (2) お客さまが、非居住者となられたとき(法令により特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされます)
- (3) やむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合
- (4) 特定口座開設者死亡届出書が提出され、相続又は遺贈の手続きが完了した場合

#### 当社の概要

商 号 等:セゾン投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第349号

代表者の役職氏名:代表取締役社長 CEO 兼 COO 園部 鷹博

本 店 所 在 地:東京都豊島区東池袋 3-1-1 サンシャイン 60

加入協会:一般社団法人投資信託協会

設立年月日: 2006年6月12日

資 本 金:10億円

主 な 事 業:第二種金融商品取引業、投資運用業

お 問 合 せ 先:セゾン投信お客さま窓口 Tel 03-3988-8668

(受付時間 9:00 ~ 17:00 (土日祝日、年末年始を除く)

ホームペー ジ: https://www.saison-am.co.jp/

(委託会社の情報については 2023 年 11 月末日現在のものです。)

# 苦情処理措置及び紛争解決措置

当社は上記加入協会から苦情の解決及び紛争の解決の斡旋等の委託を受けた特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター(連絡先: 0120-64-5005)を利用することにより金融商品取引業者等業務関連の苦情及び紛争の解決を図ります。